

貿易自由化と漁業

WTO・FTA・TPP交渉に
不足している視点はあるか



2011年2月12日

農学生命科学研究科 八木信行

漁業

経済効率

資源悪化への対処

漁村社会の維持

食の安全・検疫

農業

経済効率

環境問題への対処

農村社会の社会

食の安全・検疫

関税・補助金

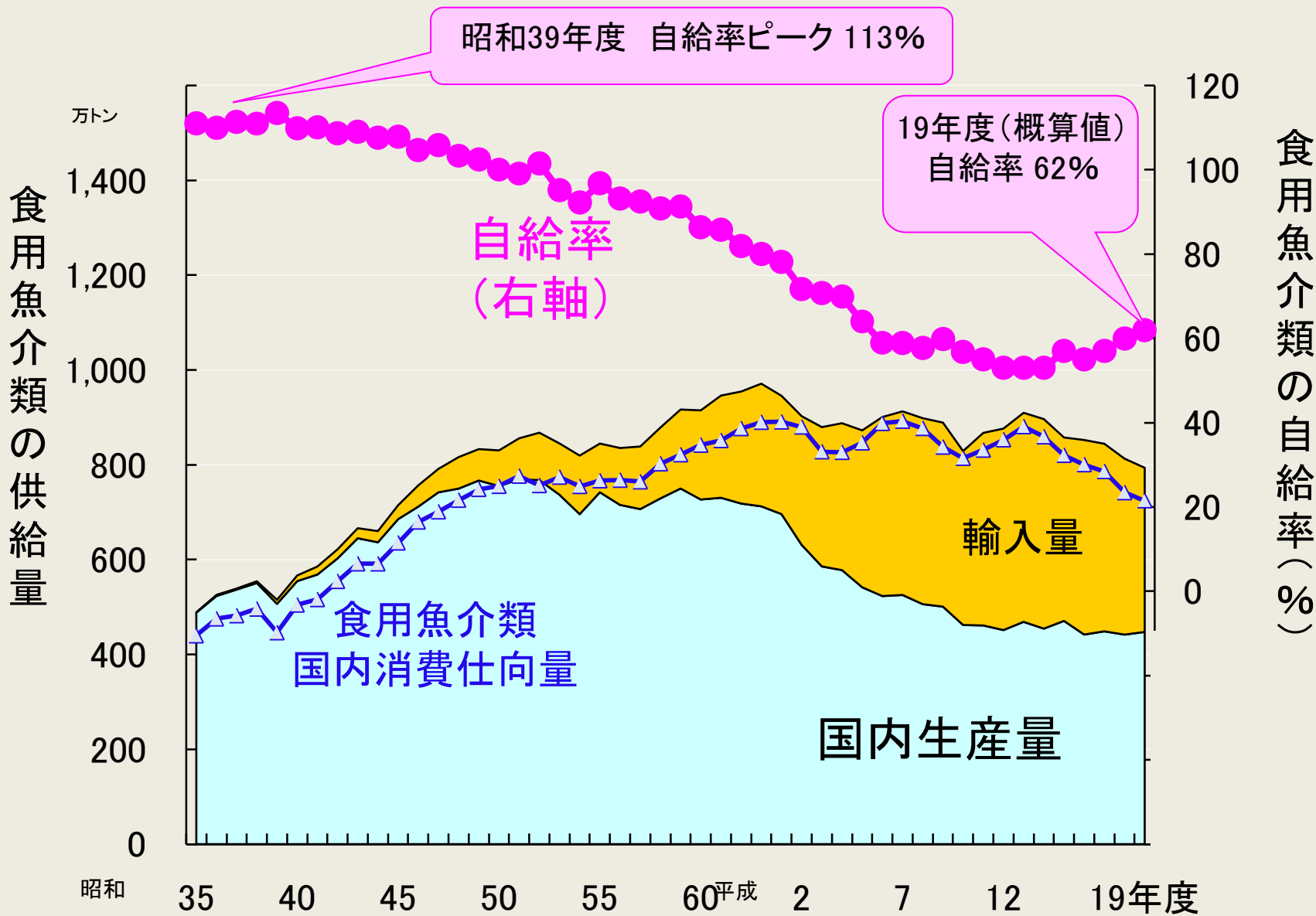
この観点への議論が不足

多面的機能の議論

SPSやTBT(水産は不十分)

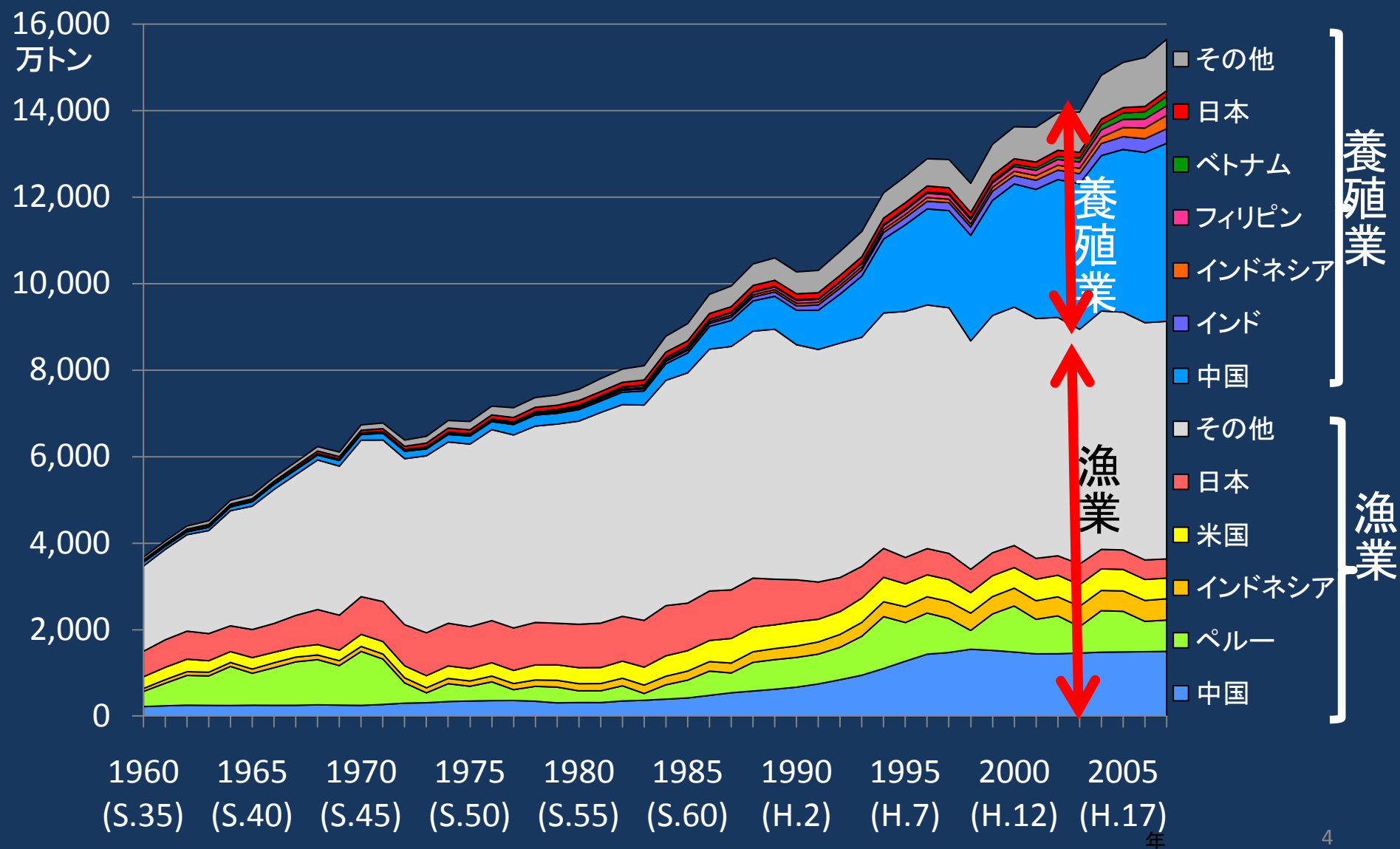
水産物自給率の推移（農業に類似）

（出典：農林水産省「食糧需給表」・平成21年水産白書）



世界の漁獲生産は頭打ち・伸びているのは養殖生産

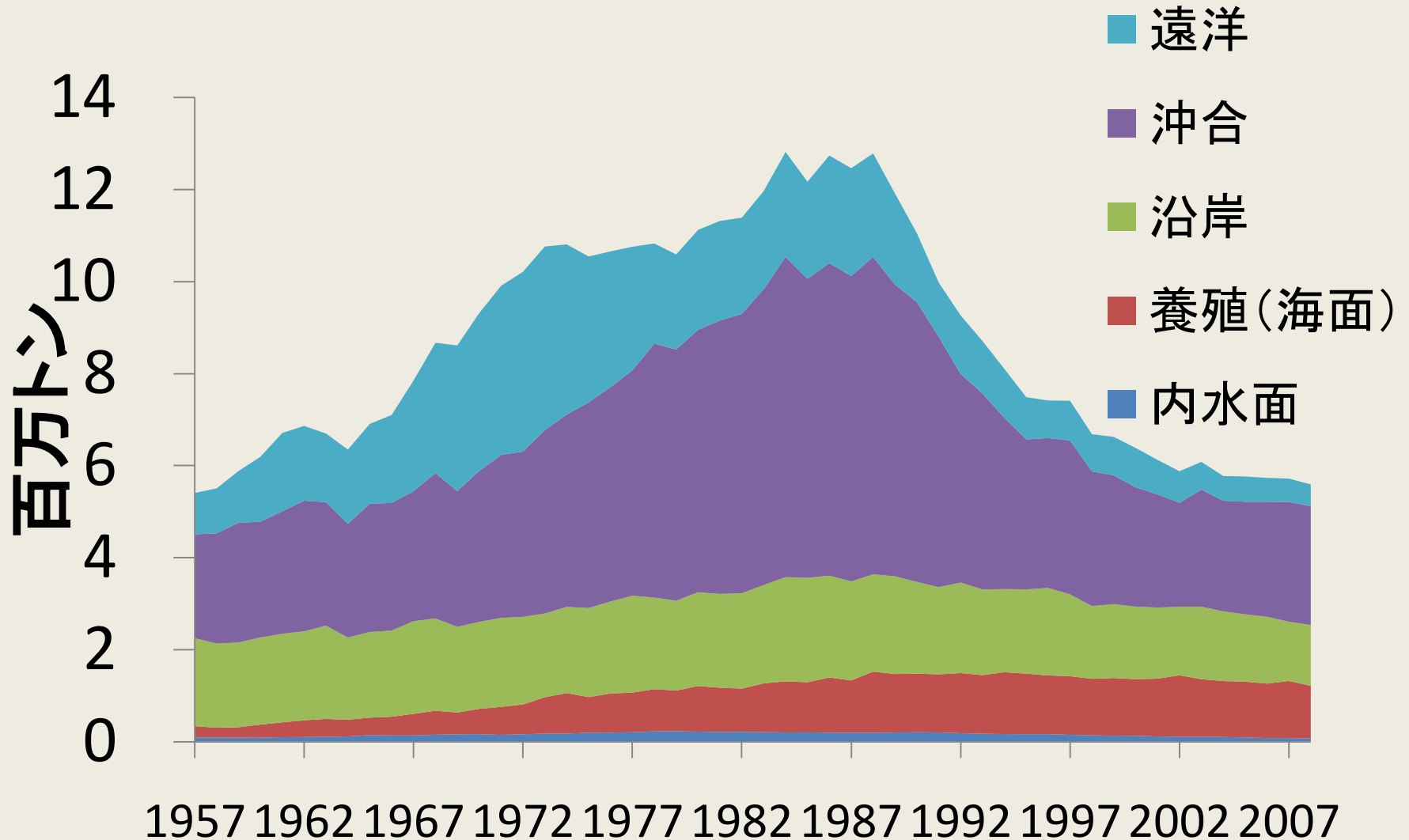
FAO統計等を基に水産庁で作成(単位:万トン):2009年水産白書より



日本では漁獲は減少・養殖は頭打ち

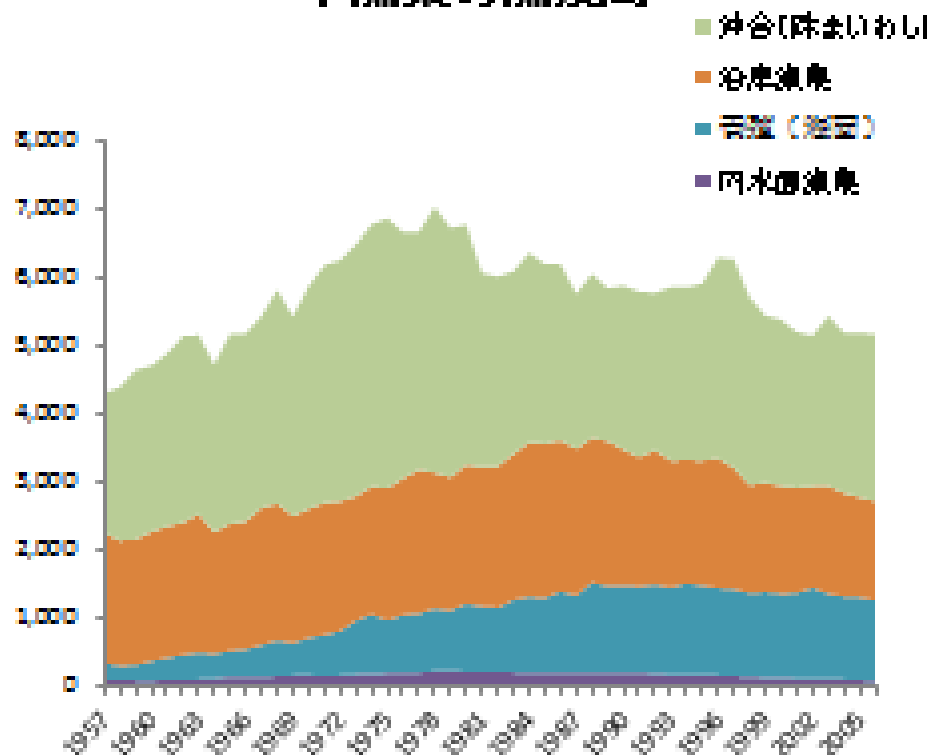
日本漁業の漁獲高推移

出典：農林水産省・漁業養殖業生産統計年報



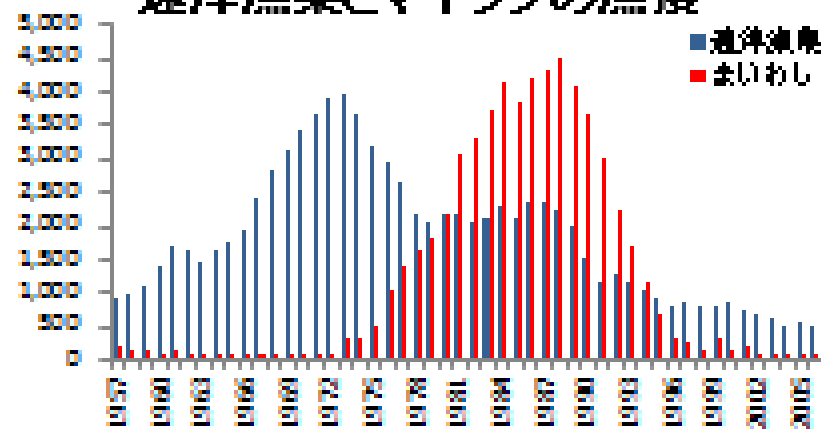
漁獲量が減少したのは、遠洋漁業の衰退とマイワシの不漁

遠洋漁業とマイワシ漁獲を除いた日本漁業の漁獲高



日本漁業衰退は、経済以外の2大要因&輸入によって国産品が価格決定力を喪失したため

遠洋漁業とマイワシの漁獲



遠洋漁業とは、日本漁船が外国の沿岸近くで行う漁業だった

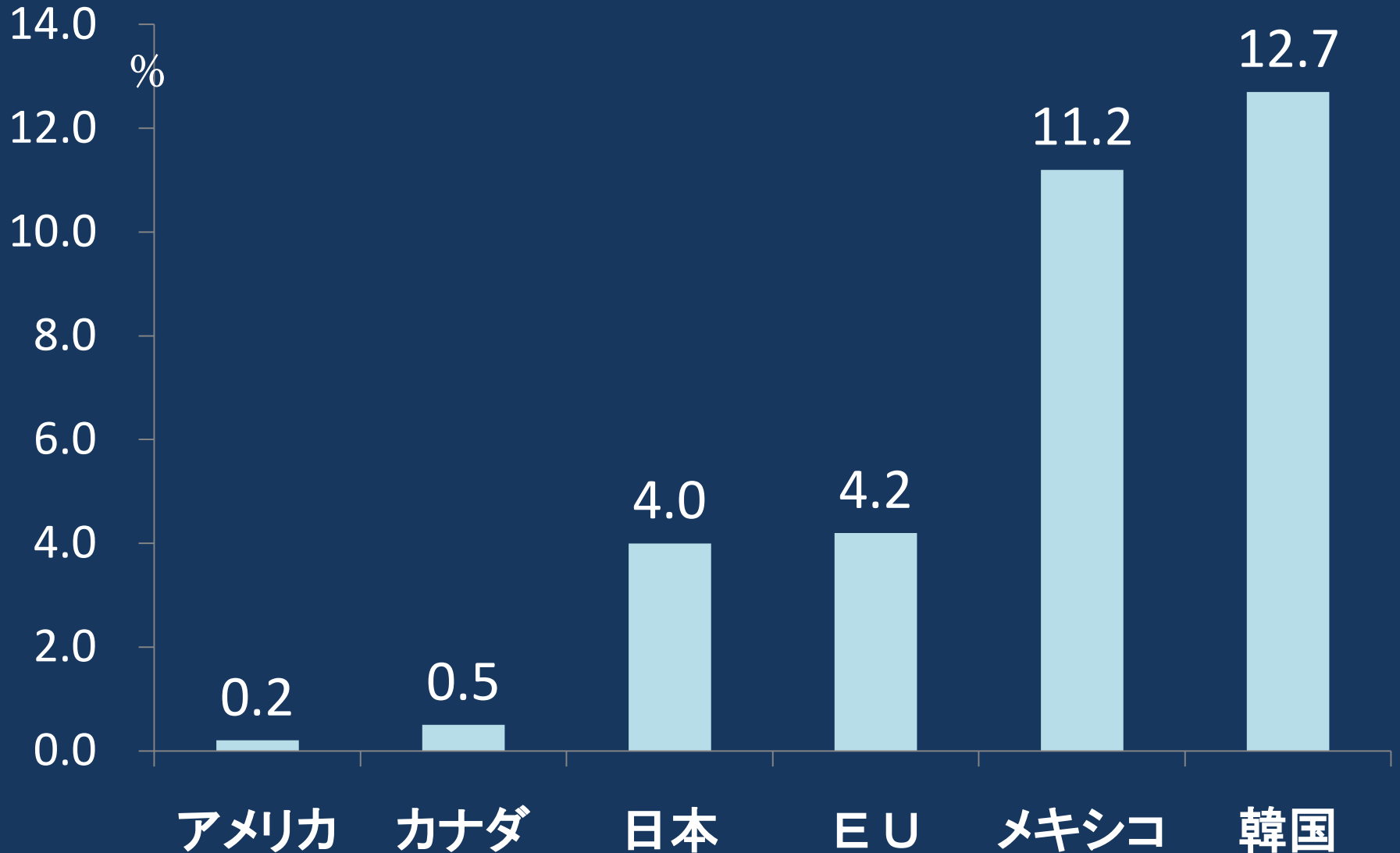
日本で漁業生産が低下しても
自由に輸入すればよいとの議論もある



WTO(世界貿易機関)ラウンド交渉の様子

現状でも既に水産物の関税率は低い

OECD加盟国の水産物関税率(出典:2003年OECD文書)



日本の水産物関税

1955年

- 日本のGATT加盟
- 生鮮冷凍の魚は10%の関税

1967年

- ケネディーラウンド合意
- 10%の関税を5%に削減、一部は10%を維持

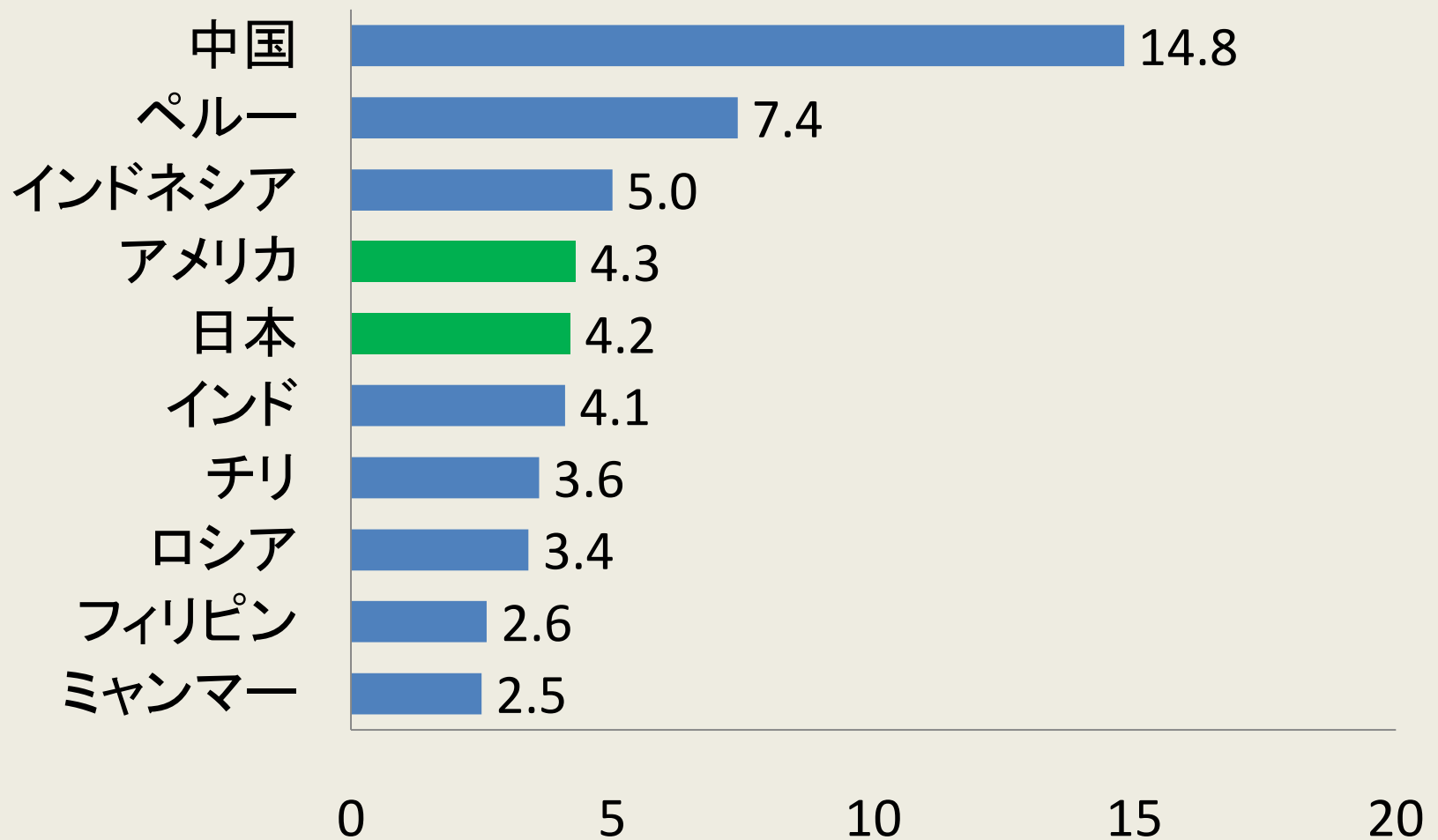
1979年

- 東京ラウンド合意
- 5%の関税を3%に、10%の関税は5%に削減

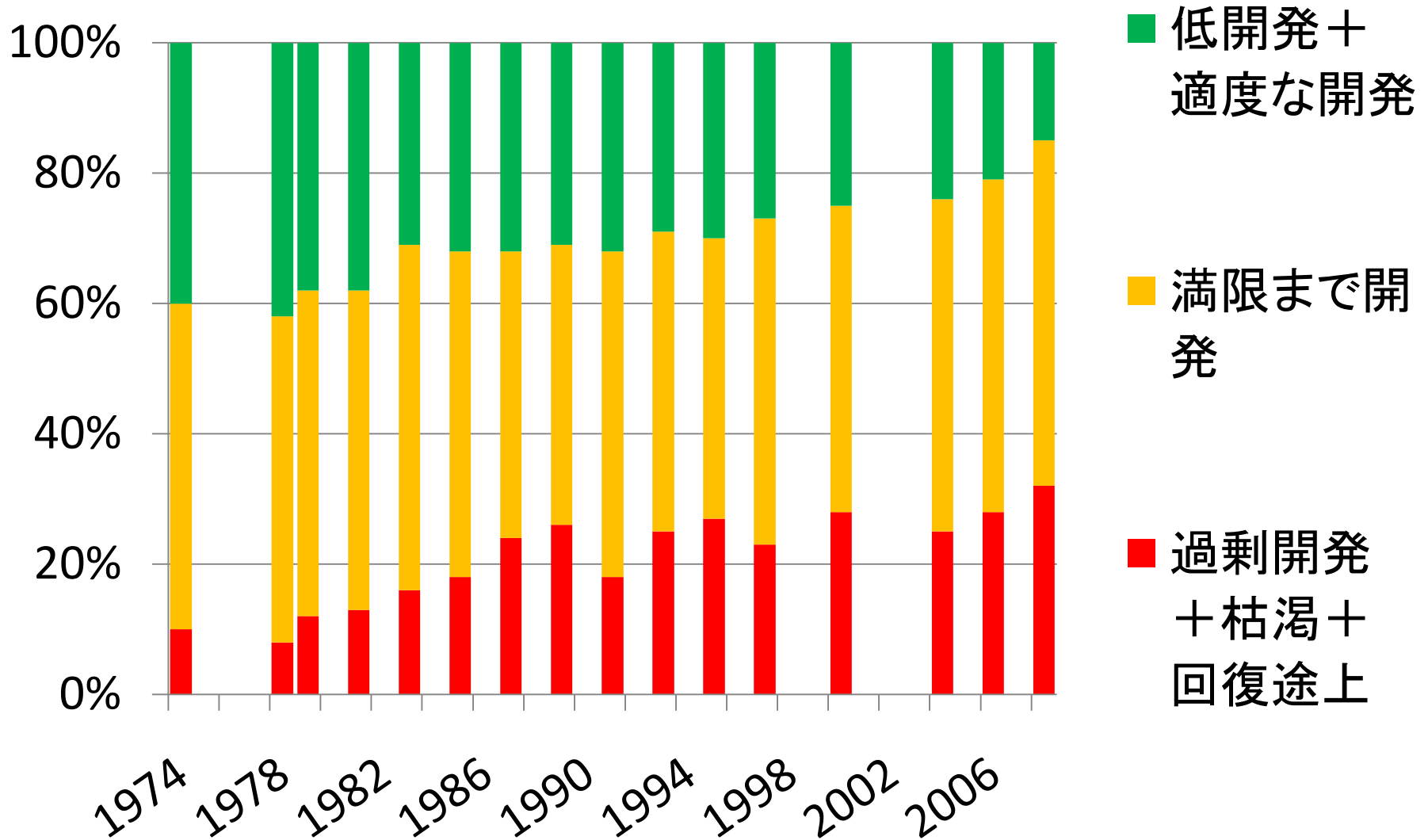
1993年

- ウルグアイラウンド合意
- 3%の関税を1%に、5%の関税は3.5%に削減

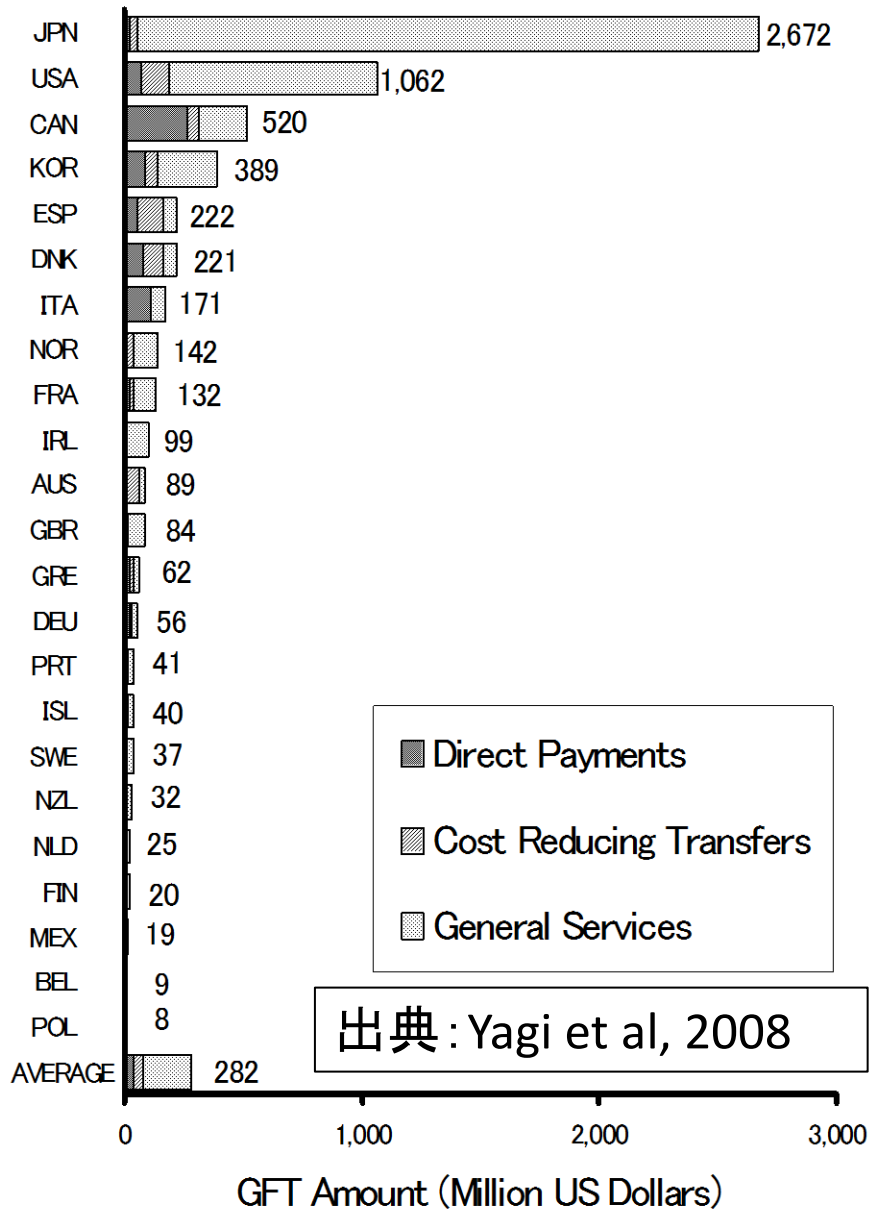
世界の漁獲高(海面+内水面): 上位10カ国 (出典: FAO 2011・単位百万トン)



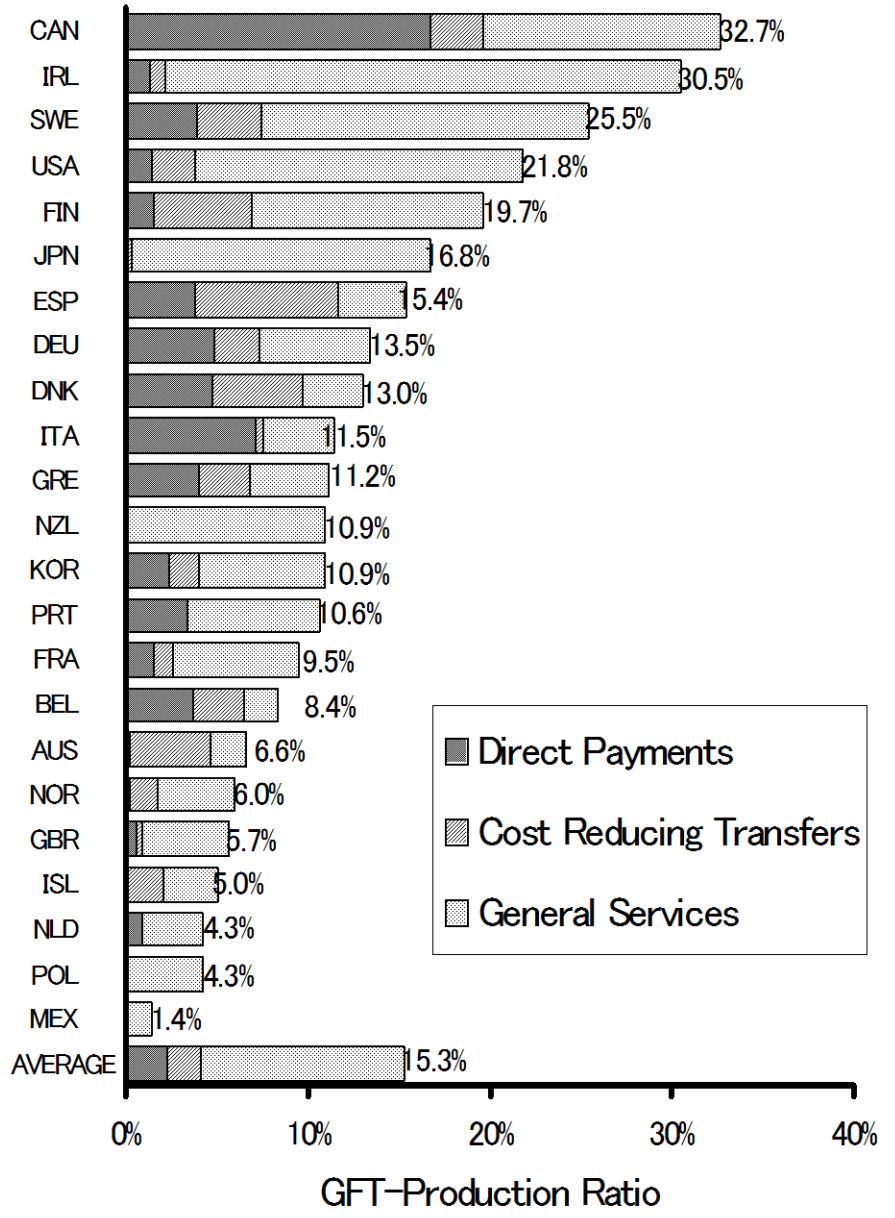
世界の漁業資源の開発状況 (出典:FAO 2011年)



(a) 漁業補助金：金額



(b) 漁業補助金：生産額比率

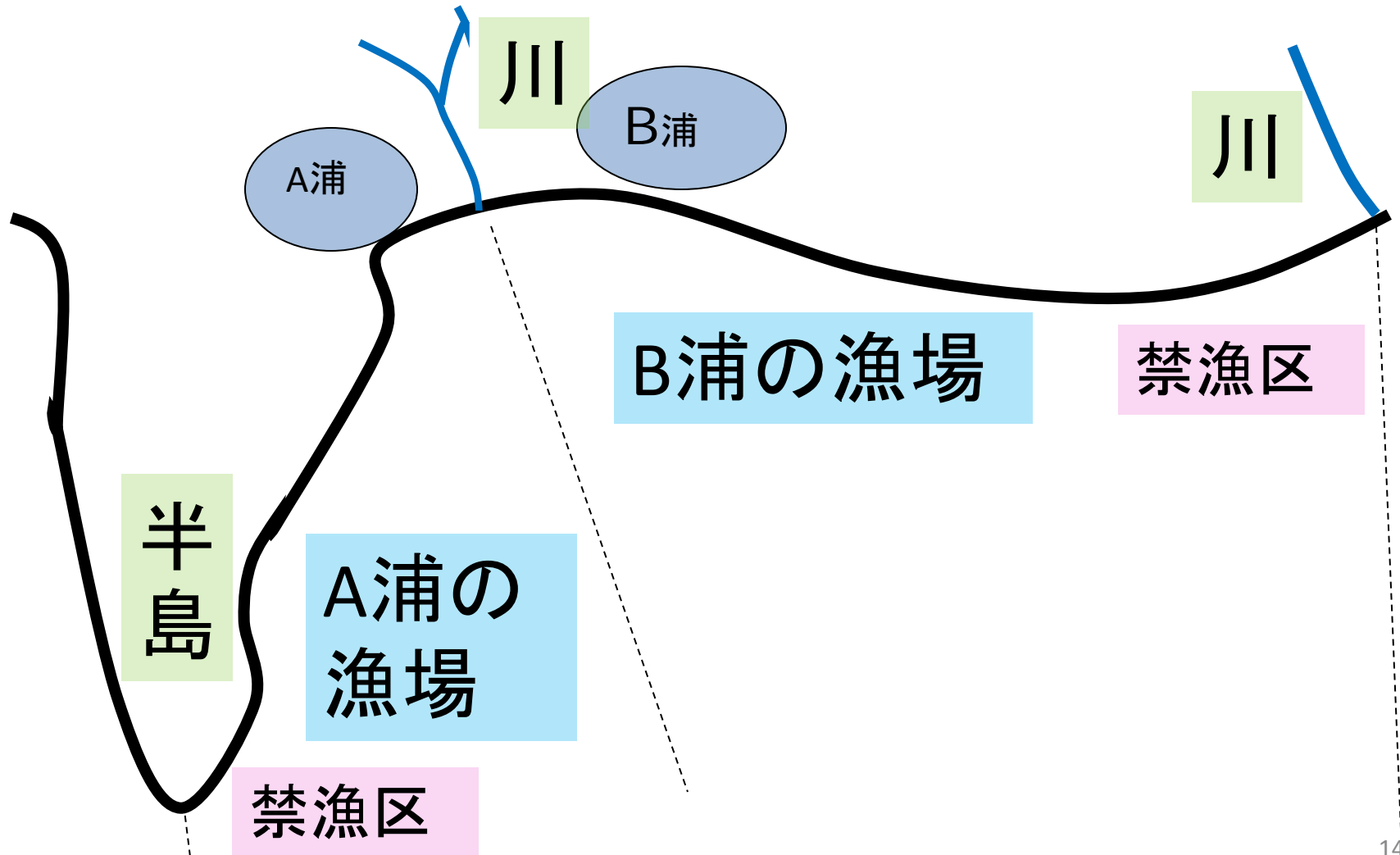


(補助金は少なく、関税も低く、価格形成力も弱い中で)

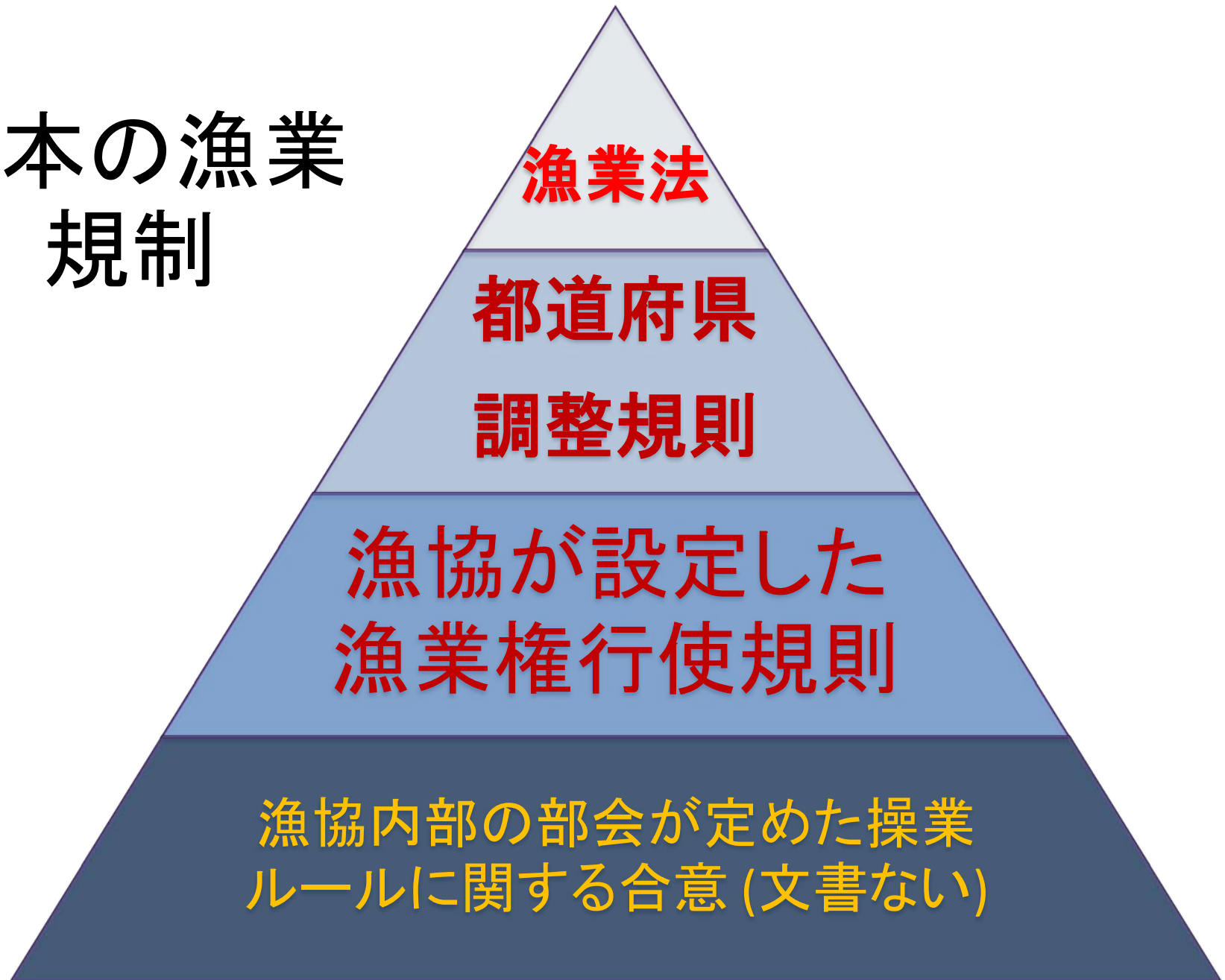
日本漁業には高コスト構造が存在

- 漁業管理の方式が努力量規制になっている
(戦鬪能力がある船に手枷足枷をして獲りすぎを防ぐ方式)
- 資源管理や漁場保全のコストを漁業者が支払っている(相互監視・合意形成・上流の植林・海底耕耘・産卵場保護など)
- 漁業生産現場以外にも高コスト(資材高・流通現場に大量の雇用がある)の可能性

江戸時代以前からの漁業権制度があるため 日本の沿岸漁業はボトム・アップで集団管理



日本の漁業 規制



例えば北海道野付湾のエビ打瀬船



出典：野付漁協

海中のアマモ(シマエビ等の生息環境)
を保護するため帆船を使用している



出典:野付漁協

エビ管理区域と禁漁区



◎野付湾の面積 5,898万㎡

・アマモ場面積 3,591万㎡



7区

3区

5区

別海町

2区

1区

4区

新所の島

Odaito

6区

離岸堤

潜堤

離岸堤・潜堤の位置

出典:野付漁協

Image NASA

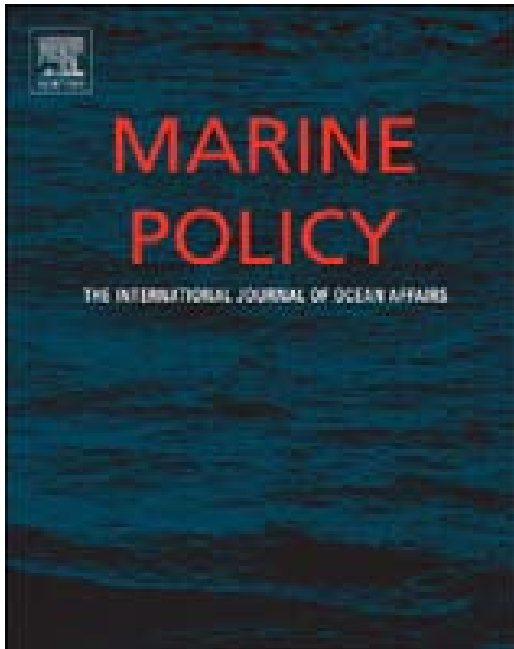
© 2008 Europa Technologies

Image © 2008 TerraMetrics

© 2008 ZENRIN

©2007 Google™

日本は歴史的に海洋保護に熱心



Marine protected areas in
Japan: Institutional
background and management
framework
(2010) Yagi et al. *Marine Policy*
34: 1300-1306.

- 日本のMPAを網羅的に調べ、全国に1161カ所の保護区が存在することを確認した。
- その30%は自主的な管理の枠組みであることが判明。

日本の海洋保護区の枠組みとその箇所数

海洋保護区の分類	管理担当の官庁	法的枠組み	全国での箇所数
国立公園・国定公園の海中公園地区	環境省	自然公園法	82
海中特別地区	環境省	自然環境保護法	1
鳥獣保護区の特別保護区	環境省	鳥獣法	23
保護水面	農林水産省	水産資源保護法	52
禁漁区(法律に明記)	農林水産省	都道府県の漁業調整規則	616
禁漁区(地域の自主的な取決め)	漁業協同組合	漁業権行使規則(未出版である場合が多い)	387

漁業管理に関する発想の違い

欧米型

当事者による自主的管理は無理。フリーライダーが発生する。

保全するためには、私有地化する(漁獲権の個人配分)すべき。

保護区は国で設定し、取締りは政府が行う。

魚種・漁船数が少ない場合に
可能(大西洋+高緯度)

日本型

当事者の自主管理は有効。フリーライダー問題も解決可能。

保全の内容は、国の画一的規制より地域に任せる方がよい。

漁業の権利は集団で行使(集団管理)し、仲間内で見張る。

魚種や漁船数が多い場合はこ
ちら(東南アジア型)

ここまでのまとめ

- 日本の漁業には、①努力量制限による規制手段と、②資源管理コストの漁業者負担分が存在しているため、欧米よりも高コスト構造となっている可能性
- ①と②を欧米式に切り替えることは、海洋生物の多様性が高い(ホットスポット)のアジアでは困難
- むしろ、適切な資源管理をした製品だけを貿易対象にするような制度を構築すべき
- これで、TPPなどの解決に繋がるし、2010年のワシントン条約マグロ事件などへの対策もできる

ワシントン条約問題 から更に考察



マグロを輸入する日本が環境団体から非難を受けているが、正当な非難なのか



ワシントン条約のメカニズム：附属書 I

絶滅の脅威に晒されている
(threatened with extinction)もので、
取引により影響されている、あるいは
影響されるかもしれない種。商業目的
の取引禁止。ただし、国内取引可能。

附属書掲載基準

(1) 数が少ない

(2) 狭い範囲に分布

(3) 数の減少程度が大きい



ひとつが合えばいい

- 基準はあくまでも基準
- 最終決定は締約国会議で2/3（しばしば政治的に）

CITES年表

(水産物との関連において)

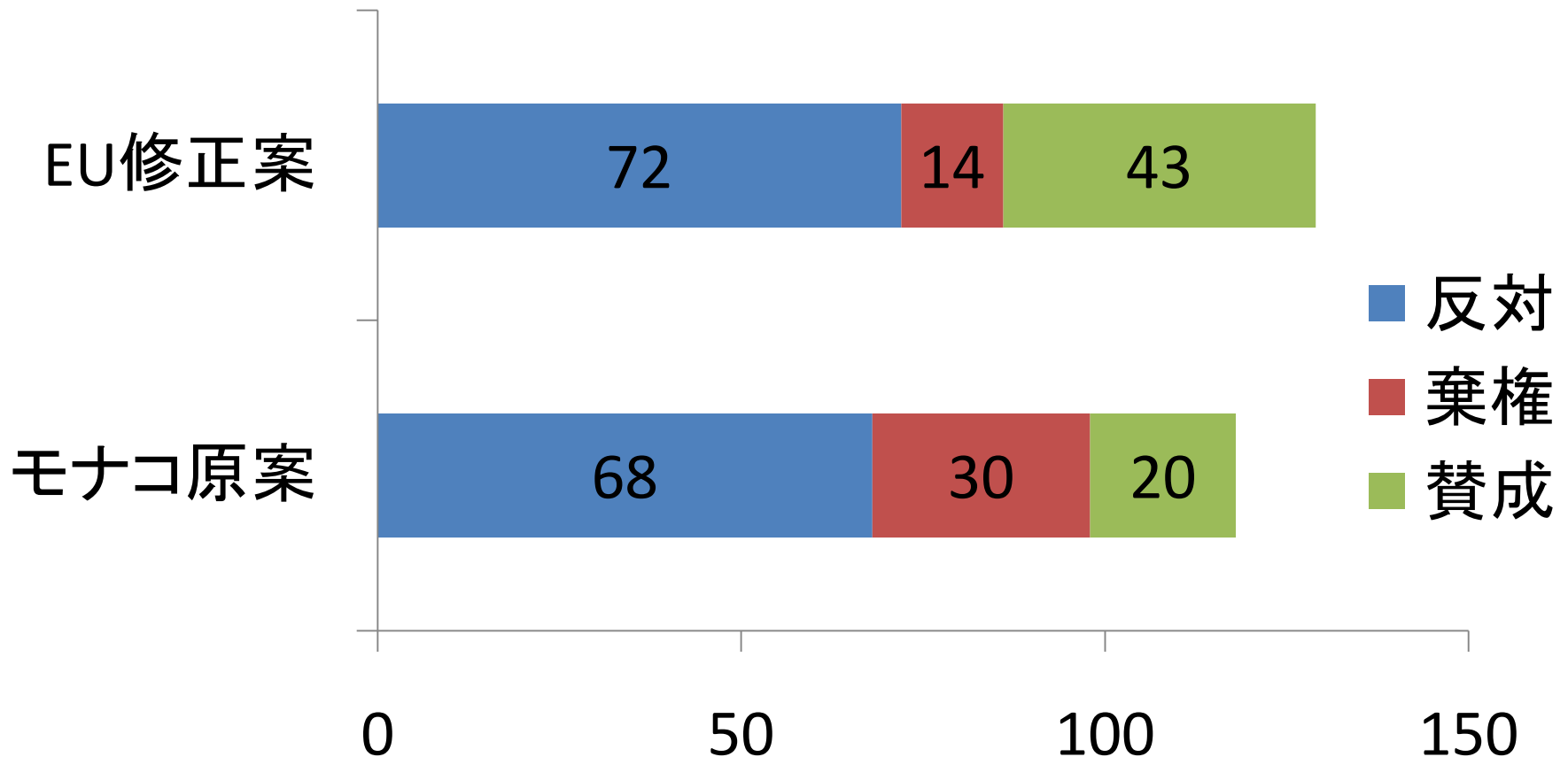
1975	条約発効
1976	CoP1
1980	日本加盟
1992	CoP8京都会議、クロマグロ提案
1994	CoP9、サメが議題に、ケニアがクロマグロ、ミナミマグロ提案出すも、事前に撤回
2000	CoP11、大型サメ類3種提案、否決
2002	CoP12、ジンベエザメとウバザメが附属書Ⅱ掲載
2007	CoP14、海産種を睨んでの閣僚会議
2010	CoP15、モナコによるクロマグロ提案

大西洋クロマグロ：モナコ提案の概要

- 東大西洋・地中海、西大西洋ともに大幅に減少
- 地中海諸国では伝統的な食料、日本は刺身
- まき網で獲られたマグロが蓄養され、日本へ
- 2007年、日本への輸入量は32356トン、ICCATの漁獲規制量は29500トン
- これにヨーロッパでの消費、日本漁船による漁獲等が加わる
- 科学者が8500～15000トンのTACと5～7月の休漁を勧告したが、ICCATはこれを守らず

2010年CITES(第1委員会)

クロマグロに関する提案の投票結果(単位:1票)



多くの途上国がモナコ案に反対した背景

	EU	日本
2009年以前	造船補助金を使用して漁船数を拡大	減船補助金を使って漁船数を削減
2009年11月 ICCAT	漁獲枠削減に抵抗	科学的な勧告に従って漁獲枠削減すべき
2010年3月 CITES	貿易禁止に賛成	CITESでの貿易禁止ではなく、ICCATで管理すべき
2010年11月 ICCAT	漁獲枠削減に抵抗	更に漁獲枠を削減すべき

中央政府や
NGOに訴え

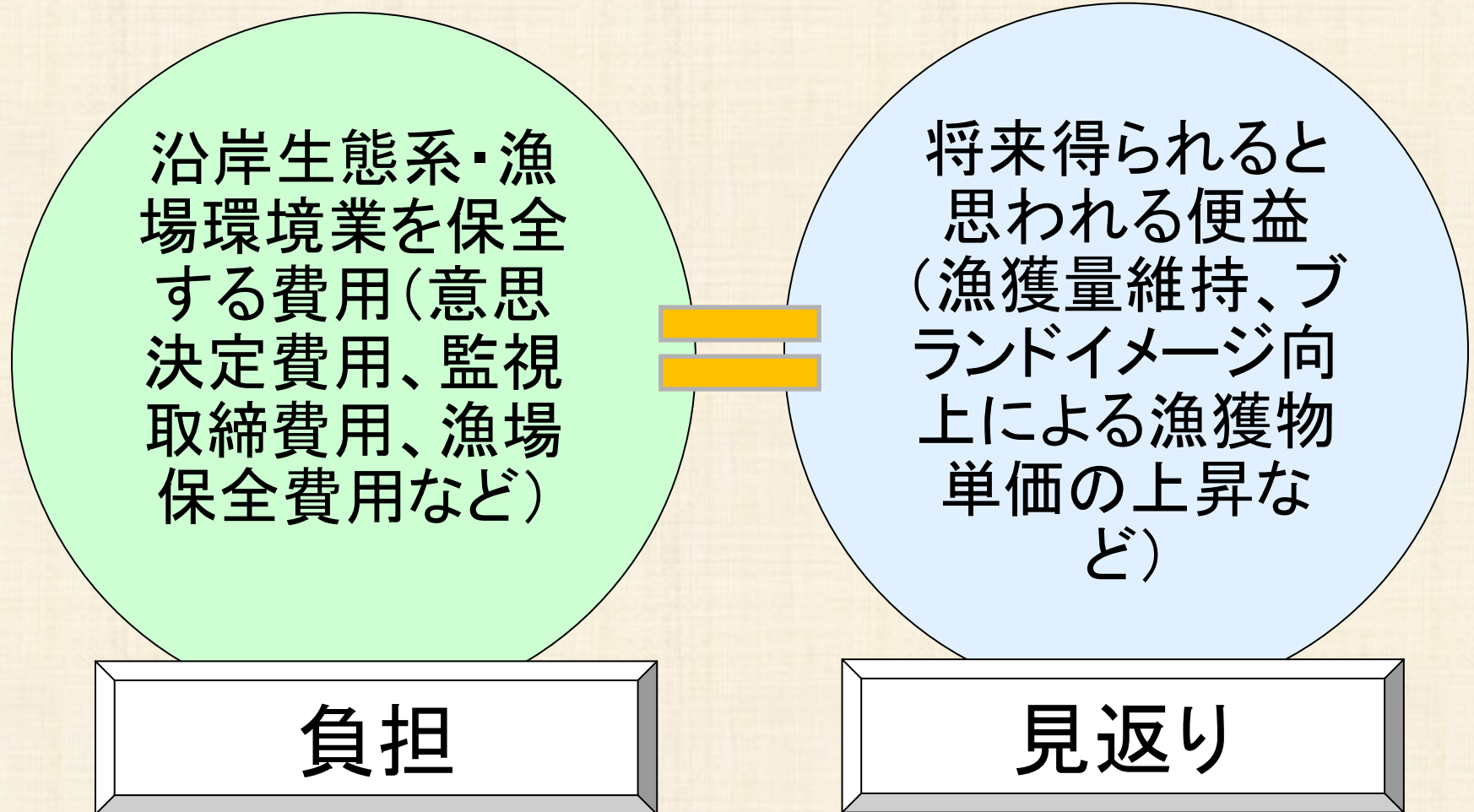
都会に住
む人間によ
る生態系保
護の意識

保全の押しつ
け＝沿岸漁業
者や住民だけ
が生態系保全
のコストを負担

警戒・反発

このような外部からの押しつけ型では、仕組みは長続きしない。【ただし、人が居住していない場所は例外】

以下の構図が成り立てば、生態系保全活動が
安定実施される



これからの水産物貿易の論点

- (マグロを輸入する日本が悪いというのであれば)WTOなどで輸入国の裁量を増やすべき
- (マグロの貿易全面禁止を提案する前に)TPPやFTAでも、環境関係の条項を作り、輸入国が緊急輸入禁止が可能にすべき
- (短期的な経済効率を気にする前に)資源管理をしていない水産物が自由に貿易される長期的弊害を避けるため、トレーサビリティを徹底すべき(既にEUは導入済み)